



目 次	ページ
規 則	
◎土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則	1
◎高知県会計事務集中処理規則の一部を改正する規則	6
告 示	
○公平委員会の事務の委託の廃止 (市町村振興課)	6
◎告示（公平委員会の事務の委託）の一部改正 (")	6
○自動車取得税証紙代金収納計器取扱人の指定 (税 務 課)	6
○自動車税及び自動車取得税証紙代金収納計器取扱人の指定 (")	6
○高知県保健医療計画の変更 (医療政策・医師確保課)	6
○平成25年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等 (建設管理課)	8
○基本測量の終了の通知（4件） (用地対策課)	9
○道路の区域変更（8件） (道 路 課)	9
○建築基準法による道の指定 (建築指導課)	11
○建築基準法による道路の位置の指定 (")	11
◎告示（港湾施設の概要）の一部改正 (港湾・海岸課)	11
公 告	
○高知県土地利用基本計画の変更 (用地対策課)	12
高知県教育長訓令	
◎教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令	12
◎県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令	12
高知県公安委員会規則	
◎高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則	12
◎高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則	12

◎高知県警察組織規則の一部を改正する規則	12
高知県人事委員会告示	
◎給料表別級別職務区分表の一部改正	13
その他	
○公営住宅法に基づく県営住宅等の管理の代行 (住 宅 課)	14
○公営住宅法に基づく村営住宅等の管理の代行 (")	15

規 則

土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第10号

土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の一部を改正する規則

土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則（昭和25年高知県規則第93号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 経営体育成基盤整備事業 事業費の100分の15

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の土地改良事業費分担金等徴収条例施行規則の規定は、平成24年度分の事業から適用する。

~~~~~

高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第11号**

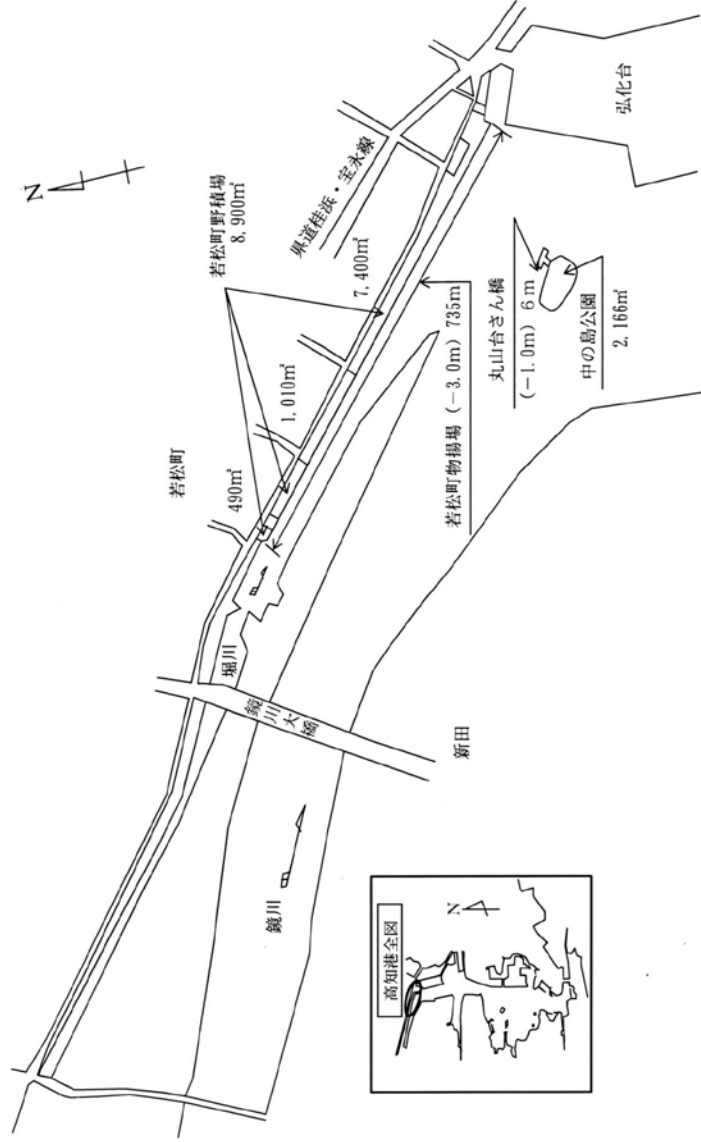
**高知県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則**

高知県港湾施設管理条例施行規則（昭和29年高知県規則第51号）の一部を次のように改正する。

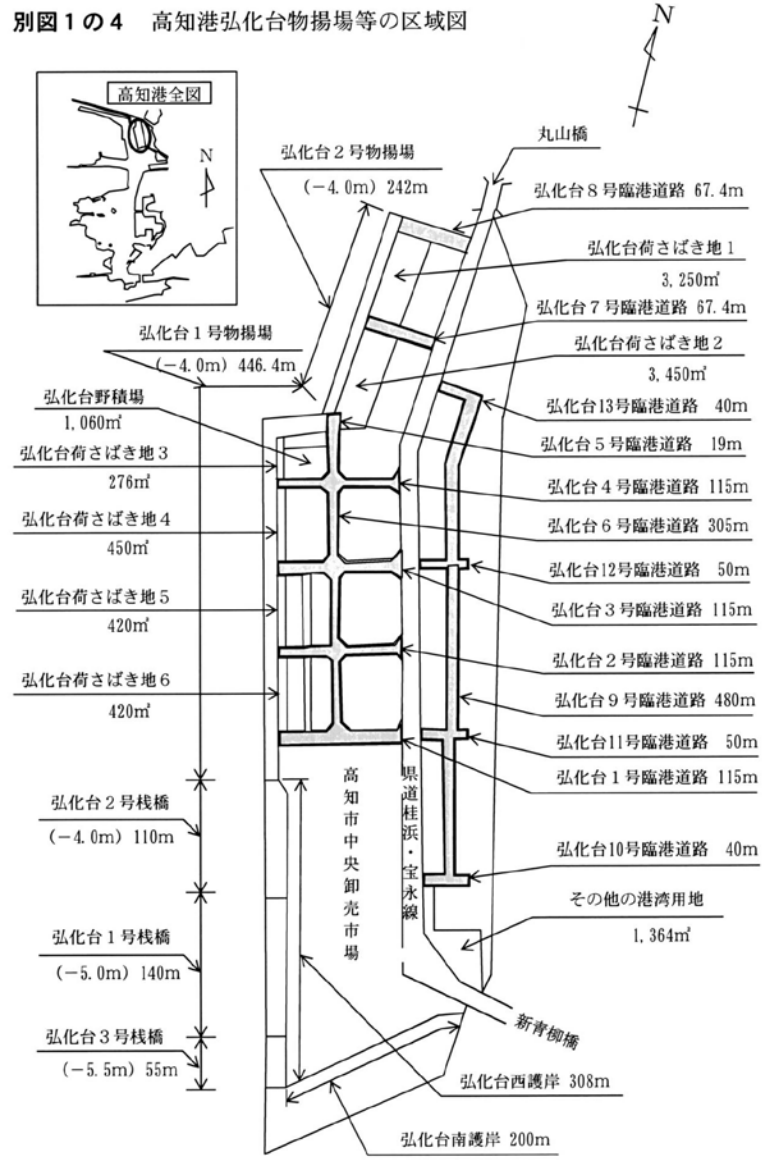
別表第2の別図1から別図1の6までを次のように改める。



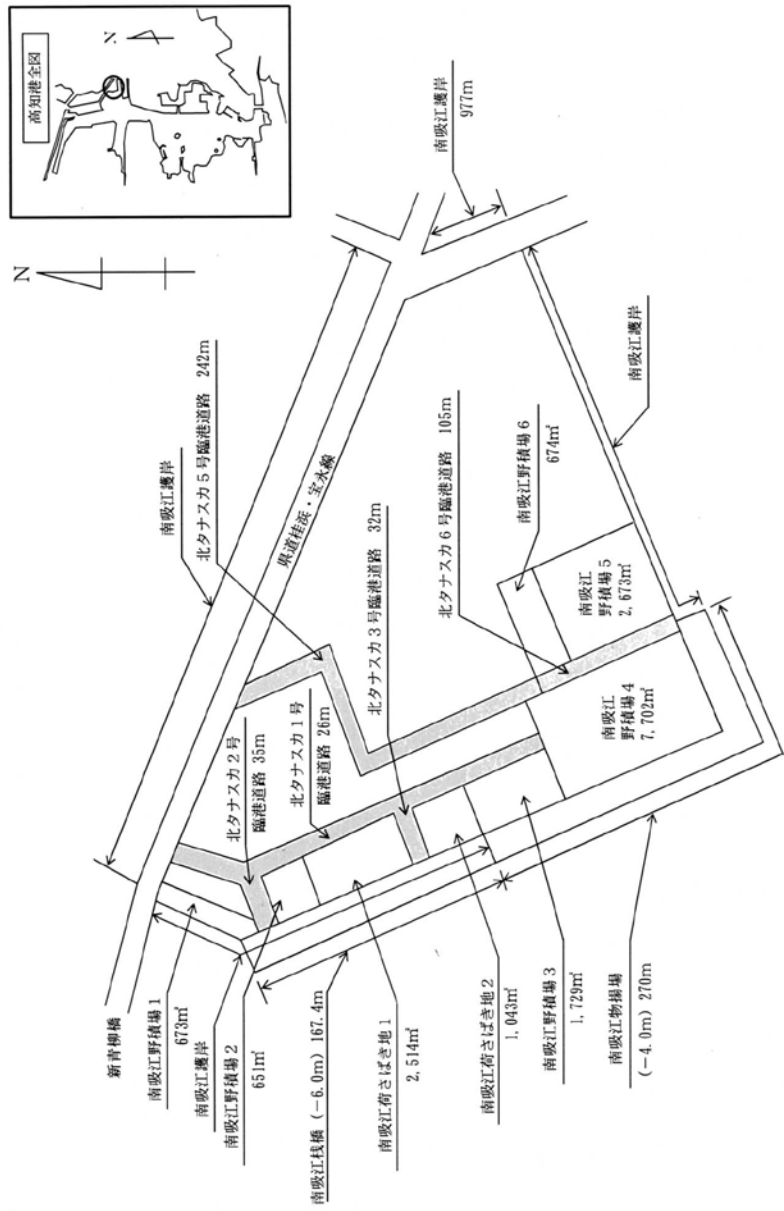
別図1の3 高知港若松町物揚場等の区域図



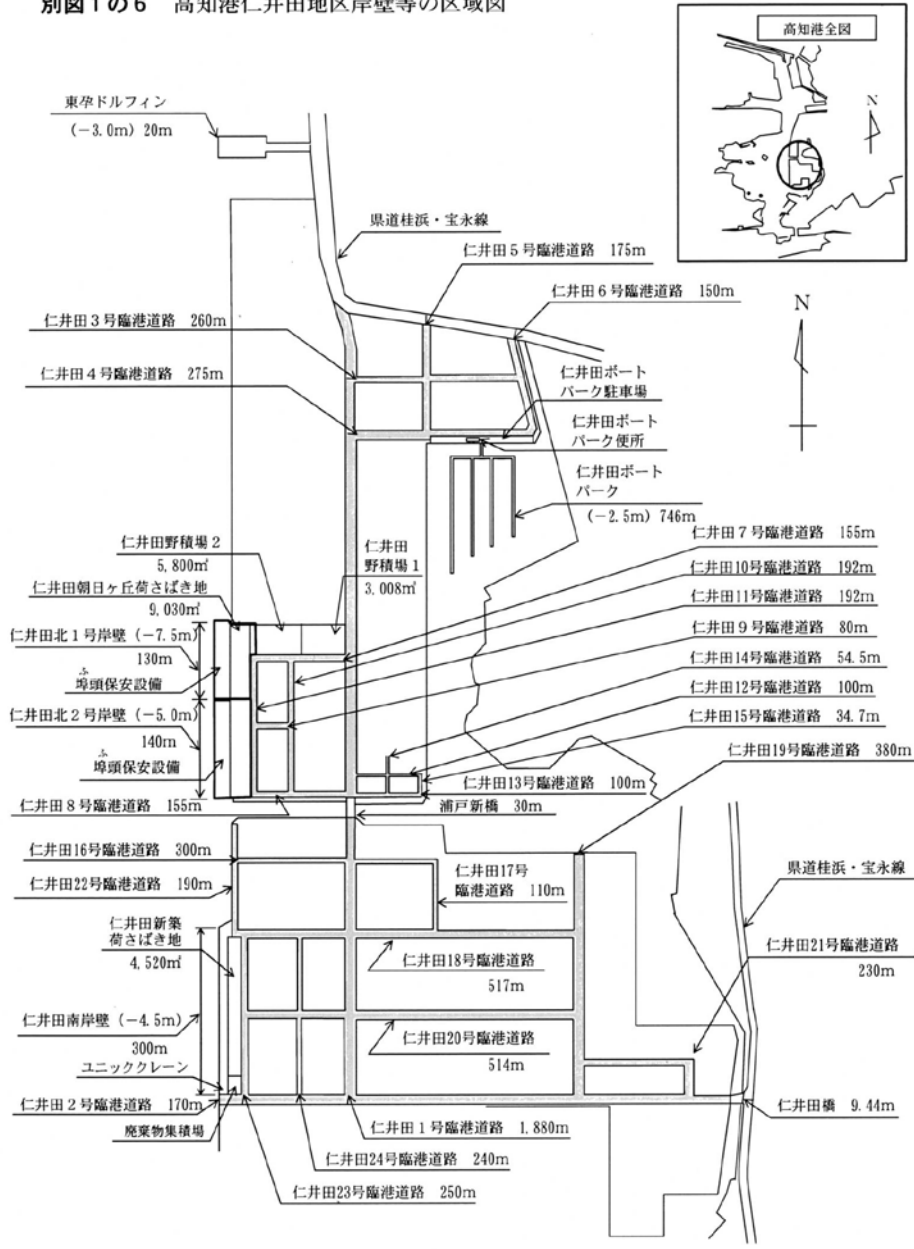
別図1の4 高知港弘化台物揚場等の区域図



別図1の5 高知港南吸江物揚場等の区域図

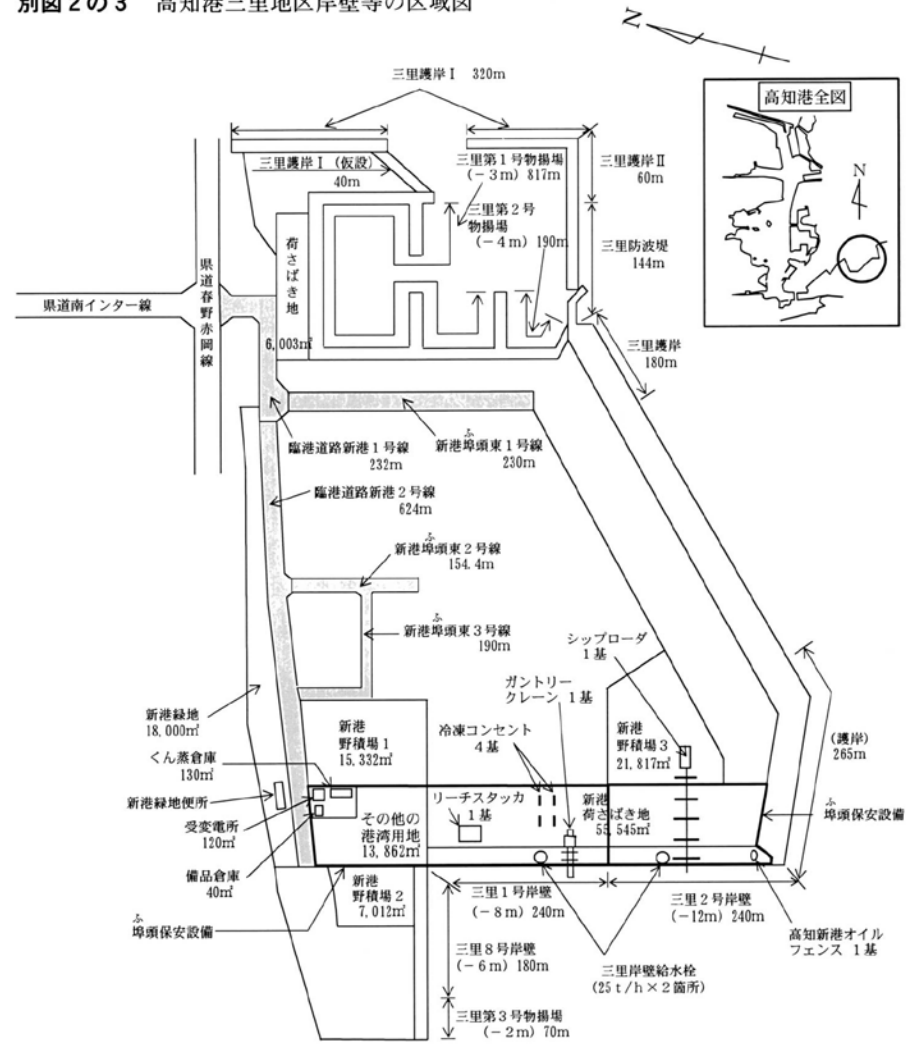


別図1の6 高知港仁井田地区岸壁等の区域図



別表第2中別図1の7及び別図1の8を削り、別図1の9を別図1の7とし、別図1の10を別図1の8とし、別図1の11を別図1の9とし、別図1の12を別図1の10とし、別図1の13を別図1の11とし、別図1の14を別図1の12とし、別図1の15を別図1の13とし、同表の別図2の3を次のように改める。

別図2の3 高知港三里地区岸壁等の区域図



**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県会計事務集中処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年3月29日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第12号
高知県会計事務集中処理規則の一部を改正する規則

高知県会計事務集中処理規則（平成19年高知県規則第110号）の一部を次のように改正する。
第3条中「第3号に掲げる事務のうち、電気料の支払に関する事務に限る」を「第1号及び第2号に掲げる事務を除く」に改める。

附 則
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

告 示

高知県告示第203号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条の規定により準用される同法第252条の14第2項の規定により平成7年7月21日に高知中央広域市町村圏事務組合から受けた公平委員会の事務の委託を平成25年3月31日をもって廃止するので、同法第292条の規定により準用される同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。
平成25年3月29日
高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第204号
平成7年7月高知県告示第412号（公平委員会の事務の委託）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。
平成25年3月29日
高知県知事 尾崎 正直

本文中「高知中央広域市町村圏事務組合及び」及び「それぞれ」を削る。
高知中央広域市町村圏事務組合と高知県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約を削る。

高知県告示第205号
高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）第63条において読み替えて準用する同規則第73条の3第3項の規定により、自動車取得税に係る証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定する。
平成25年3月29日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称
高知市長浜3106番地3
社団法人全国軽自動車協会連合会高知県事務取扱所
- 2 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称
高知市長浜3106番地3
社団法人全国軽自動車協会連合会高知県事務取扱所
- 3 指定期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

高知県告示第206号
高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）第73条の3第3項（同規則第63条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、自動車税及び自動車取得税に係る証紙代金収納計器取扱人として次のとおり指定する。
平成25年3月29日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 証紙代金収納計器取扱人の事務所の所在地及び名称
高知市大津乙1879番地5
一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部
- 2 証紙代金収納計器取扱所の所在地及び名称
高知市大津乙1879番地5
一般社団法人日本自動車販売協会連合会高知県支部
- 3 指定期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

高知県告示第207号
医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、平成20年3月高知県告示第219号（高知県保健医療計画の変更）で告示した第5期高知県保健医療計画を変更し、第6期高知県保健医療計画を定めたので、その概要を次のとおり告示する。
なお、この第6期高知県保健医療計画の全文は、高知県健康政策部医療政策・医師確保課及び県内の各福祉保健所に備え置いて一般の縦覧に供する。
平成25年3月29日
高知県知事 尾崎 正直

- 1 計画の基本的な考え方
(1) 計画策定の趣旨
高齢化の進展及び生活習慣病の急増などの疾病構造の変化並びに医療技術の進歩及び県民の医療に対する意識の変化など、医療を取り巻く環境は、大きく変わってきました。
こうした背景の下、県民が地域で安心して暮らすことができる医療提供体制を維持し、及び充実させるためには、医師、看護師等の医療従事者の確保及び在宅医療の推進に向けた多職種間の連携強化など、保健、医療及び福祉のそれぞれの分野での取組を強化するとともに、切れ目のない医療提供を目指す必要があります。
今後は、この計画に基づいて、行政と医療関係者とが保

健・医療の充実に取り組み、その結果を検証し、また、新たな課題にも対応するなど政策循環につなげることで、「日本一の健康長寿県構想」の目標である、県民が住み慣れた地域でいつまでも健康で暮らし続けることができる高知県を目指します。

- (2) 計画の基本理念など
県民、医療機関、関係団体、行政等が共通の認識の下に、「県民誰もが安心して医療を受けられる環境づくり」を目指して、次に掲げる計画としてこの計画を策定します。
ア 県の医療政策の基本指針となる計画
イ 県民、医療機関及び関係団体の活動の指針となる計画
- (3) 計画の期間
この計画は、平成25年4月1日から平成30年3月31日までの5年間を期間とします。

- 2 計画の項目
(1) 保健医療計画の基本的事項
(2) 地域の現状
(3) 保健医療圏及び基準病床数
(4) 医療従事者の確保及び資質の向上
(5) 医療提供体制の充実
(6) 5疾病の医療連携体制
(7) 5事業及び在宅医療などの医療連携体制（災害時の医療を除く。）
(8) 健康危機管理体制
(9) 計画の評価及び進捗管理

- 3 保健医療圏及び基準病床数
(1) 保健医療圏
医療法第30条の4第2項第9号に規定する区域（二次保健医療圏）及び同項第10号に規定する区域（三次保健医療圏）を次のとおり設定しました。

二次保健医療圏			三次保健医療圏
区分	市町村数	構成市町村	
安芸保健医療圏	9 (2市) (4町) (3村)	室戸市 安芸市 東洋町 奈半利町 田野町 安田町 北川村 馬路村 芸西村	高知県全域
中央保健医療圏	14 (5市) (7町) (2村)	高知市 南国市 土佐市 香南市 香美市 本山町 大豊町 土佐町 大川村 いの町 仁淀川町 佐川町 越知町 日高村	

高幡保健医療圏	5 (1市 4町)	須崎市 中土佐町 檮原町 津野町 四万十町
幡多保健医療圏	6 (3市 2町 1村)	宿毛市 土佐清水市 四万十市 大月町 三原村 黒潮町

(2) 基準病床数

医療法第30条の4第2項第11号に規定する療養病床及び一般病床、精神病床、感染症病床並びに結核病床に係る基準病床数を次のとおり定めました。

病床種別	区域	基準病床数
療養病床及び一般病床	安芸保健医療圏	436
	中央保健医療圏	6,370
	高幡保健医療圏	589
	幡多保健医療圏	1,008
精神病床	高知県全域	2,493
感染症病床	高知県全域	11
結核病床	高知県全域	60

4 目標

医療法第30条の4第2項第1号に規定する達成すべき目標等について、次のとおり定めました。

区分	項目	目標
がん	がん検診受診率（40歳代及び50歳代）	50パーセント以上
	75歳未満年齢調整死亡率（3年平均）	73.1
	がん患者の自宅看取り率	10パーセント

脳卒中	年齢調整死亡率（人口10万人当たり）	男性 51.5 女性 26.2
	脳卒中センター又は脳卒中支援病院数	安芸 2か所以上 中央 17か所以上 高幡 3か所以上 幡多 4か所以上
急性心筋梗塞	発症から受診まで6時間以内の割合	80パーセント以上
	病院到着からバルーン拡張までの時間90分以内の割合が8割以上	全ての急性心筋梗塞治療センター機関で実施可能
	一般市民により心肺機能停止が目撃された心原性の心肺停止症例の1月後の生存率（5年平均）	13パーセント
	再灌流療法実施率	90パーセント以上
糖尿病	虚血性心疾患年齢調整死亡率（人口10万人当たり）	男性 36.8 女性 13.9
	糖尿病腎症による新規透析導入率（人口10万人当たり）	16.2以下
精神疾患	糖尿病患者で初めて硝子体手術を受けた者のうち増殖網膜症が原因であった率（10万人当たり）	10.1以下
	かかりつけ医などから精神科医への紹介システム「G-Pネットこうち」の県内全域での実施と質の向上を指します。	G-Pネットこうちを実施している保健医療圏数 4
	認知症地域連携クリニカルパスなどを県内全域で導入し、精神科専門医及びかかりつけ医並びに地域の介護保険関係機関などが連携して患者の療養生活を支援します。	

	認知症地域連携クリニカルパスを活用した地域連携システムが構築されている保健医療圏数	4
	24時間365日の対応が可能な精神科医療相談窓口及び精神科救急情報センターを設置します。	
	精神科医療相談窓口数	1か所
	精神科救急情報センター数	1か所
救急医療	救急隊のうち、常時救急救命士が配備されている割合	100パーセント
	救急車による軽症患者の搬送割合	30パーセント
	救急医療情報センター応需入力率	100パーセント
周産期医療	乳児死亡率（出生1,000人当たり）	全国平均以下
	周産期死亡率（出生1,000人当たり）	全国平均以下
	出生数に対する低出生体重児の占める割合	10パーセント未満
	NICU満床を理由とした県外緊急搬送件数	0件
	妊婦健康診査を未受診のまま分娩に至る産婦の数	0人
小児救急を含む小児医療	小児科医師数	105人以上
	小児救急搬送の軽症患者割合	70パーセント以下
	輪番病院深夜帯受診者（1日当たり）	7人以下
	安芸・中央・幡多保健医療圏	維持（毎年度）

	の小児救急体制	
	中央保健医療圏5輪番病院、あき総合病院及び幡多けんみん病院に勤務する小児科医師数	49人以上
へき地医療	へき地医療支援による代診医派遣率	100パーセント
	へき地診療所勤務医師の従事者数	21人以上
	へき地医療情報ネットワーク参加医療機関数	30機関
在宅医療	退院前カンファレンスを実施している病院数	57か所
	訪問診療可能な医療機関数	170か所
	急変時の受入可能病院・有床診療所数	46か所
	在宅患者が、県内全地域（旧市町村圏域）で訪問看護が受けられるとともに、訪問看護を実施することができる機関を増やします。	
災害時の医療	救護病院・災害拠点病院の耐震化率	100パーセント
	病院の災害対策マニュアル作成率	100パーセント
	病院のEM I S登録率	100パーセント

高知県告示第208号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき、平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間に高知県が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に該当するものに係る一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等につ

いて次のとおり定める。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

1 一般競争入札に参加する者に必要な資格等

(1) 一般競争入札に参加することができる者は、一般競争入札の参加資格に関する審査（建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を含む。以下「資格審査」という。）をし、高知県建設工事一般競争入札参加資格者登録名簿（以下「資格者登録名簿」という。）への登録を決定した者とする。ただし、知事が別に定める様式による建設工事一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）を知事に提出する日において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、一般競争入札に参加する資格を有しない。

なお、資格審査による格付は、行わない。

ア 希望する建設工事について建設業法に基づく建設業の許可を受けていない者

イ 申請書を提出する日の前日までに納期限の到来した国税、都道府県税又は市区町村税を滞納している者

ウ 手形又は小切手の不渡り事故を引き起こし、銀行当座取引を停止されている者

エ 破産者で復権を得ないもの

オ その他経営状態が著しく不健全であると認められる者

カ 次のいずれかに該当するものとして知事が認める者

(ア) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員等（高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）

(ウ) 役員等（法人にあっては代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）が暴力団員等に

該当するもの

(エ) 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの

(オ) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

(カ) 役員等が、自己、その属する法人等（法人その他の団体をいう。）若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に危害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

(キ) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

(ク) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(ケ) 役員等が、県との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの

(コ) (ア)から(ケ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する者は、その者の申請により随時資格審査を行い、営業の同一性が認められるときは、資格者登録名簿に登録するものとする。

ア 資格者登録名簿に登録されていない者で、新たに一般競争入札に参加しようとするもの

イ 資格者登録名簿に登録されている者との資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが合併した場合

ウ 資格者登録名簿に登録されている個人が法人組織に変更した場合

エ 資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者が他の資格者登録名簿に登録されている者から営業の全部又は一部を譲り受けた場合

オ 資格者登録名簿に登録されている者が会社分割を行ったことにより、資格に関する営業を承継した（会社分割により新たに設立する会社に承継するときを含む。）場合

カ 資格者登録名簿に登録されている者との資格者登録名簿に登録されている者又は資格者登録名簿に登録されていない者とが中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）に基づく協業組合を設立した場合

(3) (2)のエ又はオに掲げる事項に該当する場合において、営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社が引き続き資格の一部を有するときは、当該営業の一部を譲り渡した会社又は会社分割を行った会社は、営業の一部を譲り受けた会社又は資格に関する営業を承継した会社と同時に資格審査を申請しなければならない。

2 資格審査の申請の方法

資格審査を受けようとする者は、申請書及び知事が別に定める様式による添付書類（以下「添付書類」という。）を知事に提出しなければならない。

3 申請書等に使用する言語

申請書及び添付書類の記載に使用する言語は、日本語とする。

4 申請書の変更の届出

申請書を提出した後、次に掲げる事項に変更があったときは、変更届（様式は、任意とする。）を直ちに知事に提出しなければならない。

- (1) 営業所の名称又は所在地
- (2) 商号又は名称
- (3) 法人にあっては代表者の氏名、個人にあってはその者の氏名
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、営業に関する重要な事項

5 資格の取消し

知事は、資格者登録名簿に登録されている者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

- (1) 資格者登録名簿に登録された日以後に、1の(1)のA及びウからカまでに掲げる事項のいずれかに該当することとなったとき。
- (2) 申請書及び添付書類の記載事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。
- (3) その資格を辞退したとき。

6 資格の再審査

次に掲げる事項に該当した者は、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。この場合、その者の申請により、知事が別に定める資格の再審査を行うものとする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）による会社更生手続開始の申立てを行った者
- (2) 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）による特定債務等の調整に係る調停の申立てを行った者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てを行った者

7 資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格者登録名簿に登録された日から平成26年3月31日までとする。

(2) 資格の有効期間の更新手続

(1)の資格の有効期間の更新を希望する者は、平成26年3月中に平成26年度の資格審査に関する告示をする予定であるので、当該告示に基づき必要な申請書及び添付書類を提出すること。

8 その他

平成16年8月高知県告示第543号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱）、平成17年7月高知県告示第538号（高知

県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成18年8月高知県告示第556号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成19年8月高知県告示第492号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）、平成22年9月高知県告示第522号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）及び平成23年9月高知県告示第642号（高知県建設工事競争入札参加資格審査要綱の一部改正）若しくは平成18年12月高知県告示第771号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱）、平成19年11月高知県告示第727号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱の一部改正）及び平成23年12月高知県告示第798号（高知県建設工事競争入札（高知県外に主たる営業所を有する建設業者）参加資格審査要綱の一部改正）に係る参加資格に関する審査の結果、高知県建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者又は平成24年3月高知県告示第209号（平成24年度に県が発注する建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札の参加者の資格等）に係る資格審査の結果、資格者登録名簿に登録されている者は、資格者登録名簿への登録を決定した者とみなす。この場合において、その者の一般競争入札の参加資格の有効期間は、高知県建設工事入札参加資格者名簿又は資格者登録名簿に登録された日から平成26年3月31日までとする。

高知県告示第209号

国土交通省国土地理院長から平成24年6月高知県告示第385号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が平成24年12月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第210号

国土交通省国土地理院長から平成24年8月高知県告示第560号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が平成25年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第211号

国土交通省国土地理院長から平成24年8月高知県告示第561号（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が平成25年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第212号

国土交通省国土地理院長から平成25年1月高知県告示第54号

（基本測量の実施の通知）で告示した基本測量が平成25年3月4日に終わった旨の通知があったので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第213号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年3月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安田東洋
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	前	後		
安芸郡馬路村馬路字 五郎淵4167番2から 安芸郡馬路村馬路字 五味384番4まで	A		4.0 }	128
			25.6	
安芸郡馬路村馬路字 五郎淵4167番2地先 から 安芸郡馬路村馬路字 五味384番4まで	B		9.7 }	126
			19.2	
安芸郡馬路村馬路字 五郎淵4167番2地先 から 安芸郡馬路村馬路字 五味384番4まで		後	9.7 }	126
			19.2	

高知県告示第214号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年3月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 春野赤岡
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市十市字白岩 4662番1から 南国市前浜字中屋敷 524番まで	A	2.5	6,150
		7.0	
南国市十市字丸山 5083番5から 南国市前浜字鳥喰 825番1まで	B	11.8	5,880
		65.4	
南国市十市字丸山 5083番5から 南国市前浜字鳥喰 825番1まで	後	11.8	5,880
		65.4	

高知県告示第215号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年3月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 香北赤岡
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市野市町中ノ村 字岩田ヤシキ541番 1から 香南市赤岡町字西澤 1895番10まで	A	2.8	2,553
		25.6	
香南市野市町中ノ村 字岩田ヤシキ541番 1から 香南市赤岡町字一ノ	B	7.5	3,892
		22.5	

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
坪1327番1まで 香南市野市町中ノ村 字岩田ヤシキ541番 1から 香南市赤岡町字一ノ 坪1327番1まで	後	7.5	3,892
		22.5	

高知県告示第216号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年3月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 興津窪川
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡四万十町興津 字元谷山2519番1から 高岡郡四万十町興津 字元谷山2518番1まで	前	20.0	77
		39.0	
高岡郡四万十町興津 字元谷山2518番1まで	後	9.0	77
		29.0	

高知県告示第217号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年3月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 奥西川岸本
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市香我美町徳王			

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
子字常夏3810番1から 香南市香我美町徳王 子字夕霧3131番1まで	A	4.5	626
		18.9	
香南市香我美町岸本 字クノ丸949番1から 香南市香我美町岸本 字ヤノ丸991番3まで	B	3.2	330
		5.9	
香南市香我美町徳王 子字常夏3810番1から 香南市香我美町岸本 字ヤノ丸991番3まで	C	9.7	2,284
		62.3	
香南市香我美町徳王 子字常夏3810番1から 香南市香我美町岸本 字ヤノ丸991番3まで	後	9.7	2,284
		62.3	

高知県告示第218号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年3月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 山川野市
3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市野市町東野字 ソノ丸546番1から	前	6.2	225
		8.6	

香南市野市町東野字 ソノ丸561番1まで	後	9.8 }	225
		12.1	

高知県告示第219号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年3月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山北野市
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市野市町兎田字 シレイシ769番1から 香南市野市町兎田字 シレイシ772番2まで	前	9.0 }	120
	後	9.0 }	120
		31.0	

高知県告示第220号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成25年3月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知安芸自転車道
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
香南市夜須町手結山 字三ノ谷290番5から	前	4.4 }	126
		11.1	

香南市夜須町手結山 字長田154番まで	後	3.0 }	128
		11.1	

高知県告示第221号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

越知町越知字横倉丙638番11地先から653番地先に至る延長54メートルの道

高知県告示第222号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

地 名	地 番	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
南国市里改 田字北川	160番10	8.27	51.85	
	160番13			
	160番14			

高知県告示第223号

昭和61年5月高知県告示第317号（港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直

表高知港の項中「潮江岸壁給水施設（2箇所）」を「潮江岸壁給水栓（2箇所）」に、「東潮江岸壁給水施設（5箇所）」を「東潮江岸壁給水栓（5箇所）」に、

高知市棧橋通五 丁目地先	港町ドルフィン	7.5	50	—
-----------------	---------	-----	----	---

を

高知市棧橋通五 丁目地先	港町ドルフィン	7.5	66	—
-----------------	---------	-----	----	---

に、

〃	〃 1号物揚 場	4.0	460	2.0
---	-------------	-----	-----	-----

〃	〃 3号棧橋	5.5	55	2.0
〃	〃 1号物揚 場	4.0	446.4	2.0

に、

高知市北タナス カ地先	南吸江岸壁	6.0	160	2.0
----------------	-------	-----	-----	-----

を

高知市北タナス カ地先	南吸江棧橋	6.0	167.4	2.0
----------------	-------	-----	-------	-----

に、

高知市若松町地 先	若松町物揚場	3.0	735	1.0
--------------	--------	-----	-----	-----

を

高知市若松町地 先	若松町物揚場	3.0	735	2.0
--------------	--------	-----	-----	-----

〃	丸山台さん橋	1.0	6	0.5
---	--------	-----	---	-----

に、

〃	〃 ボートパ ーク	2.0	1,274	—
---	--------------	-----	-------	---

高知市仁井田新 築地先	〃 南岸壁	4.5	300	3.0
----------------	-------	-----	-----	-----

を

〃	〃 ボートパ ーク	2.5	746	0.3
---	--------------	-----	-----	-----

〃	東孕ドルフィン	3.0	20	—
---	---------	-----	----	---

高知市仁井田新築地先	仁井田南岸壁	4.5	300	3.0
------------	--------	-----	-----	-----

に、

高知市仁井田字新港地先	三里地区1号岸壁	8.0	240	2.0
〃	三里地区2号岸壁	12.0	240	2.0
〃	三里地区8号岸壁	8.0	250	2.0
〃	三里1号物揚場	3.0	817	1.0
〃	三里2号物揚場	4.0	185	1.0

を

高知市仁井田字新港地先	三里1号岸壁	8.0	240	2.0
〃	三里2号岸壁	12.0	240	2.0
〃	三里8号岸壁	6.0	180	2.0
〃	三里第1号物揚場	3.0	817	1.0
〃	三里第2号物揚場	4.0	190	1.0
〃	三里第3号物揚場	2.0	70	2.0

に、「三里地区岸壁給水施設（2箇所）」を「三里地区岸壁給水栓（2箇所）」に改める。

公 告

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第1項の規定による高知県土地利用基本計画を平成25年3月11日に変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定に基づきその要旨を次のとおり公表する。

なお、その関係図書は、高知県土木部用地対策課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。
平成25年3月29日

高知県知事 尾崎 正直
高知県土地利用基本計画図に係る変更の要旨
森林地域 馬路村、大豊町及び黒潮町において変更した。

教 育 長 訓 令

高知県教育長訓令第1号

事務局長 各事務所 各教育機関
教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成25年3月29日

高知県教育長 中澤 卓史
教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

教育機関等の長に対する事務委任規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。
第2条第1項第20号中「扶助費」を「扶助費、償還金」に改める。
第3条第5号中「その他」を「前各号に掲げる場合のほか、」に改める。

附 則
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

高知県教育長訓令第2号

教育委員会事務局 各県立学校
県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成25年3月29日

高知県教育長 中澤 卓史
県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令
県立学校長に対する事務委任規程（平成4年3月高知県教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第21号中「扶助費」を「扶助費、償還金」に改める。

附 則
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

公 安 委 員 会 規 則

高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則をここに公布す

る。
平成25年3月29日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助
高知県公安委員会規則第2号

高知県警察定員配分規則の一部を改正する規則
高知県警察定員配分規則（昭和37年高知県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
別表中「150」を「151」に、「286」を「285」に、「99」を「106」に、「354」を「347」に、「98」を「99」に、「370」を「369」に、「479」を「488」に、「1,106」を「1,097」に、「206」を「207」に、「108」を「107」に、「685」を「695」に、「1,214」を「1,204」に改める。

附 則
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成25年3月29日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助  
**高知県公安委員会規則第3号**

**高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則の一部を改正する規則**  
高知県警察の交番、駐在所等の名称、位置及び所管区域に関する規則（昭和50年高知県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2の7 香美警察署の表香美警察署大板駐在所の項中「香美市物部町大板1391番地」を「香美市物部町大板1390番1」に改める。

別表第2の11 佐川警察署の表佐川警察署池川駐在所の項中「吾川郡仁淀川町土居甲632番地」を「吾川郡仁淀川町北浦516番3」に改める。

別表第2の14 中村警察署の表中村警察署拳ノ川駐在所の項中「幡多郡黒潮町拳ノ川1769番地」を「幡多郡黒潮町拳ノ川46番1」に改める。

別表第2の15 宿毛警察署の表宿毛警察署所在地の項中「駅前町二丁目」を「駅前町二丁目 駅東町一丁目 駅東町二丁目 駅東町三丁目 駅東町四丁目」に、「錦」を「錦 四季の丘一丁目 四季の丘二丁目」に改める。

**附 則**  
この規則は、平成25年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成25年3月29日

高知県公安委員会委員長 山崎 實樹助
高知県公安委員会規則第4号
高知県警察組織規則の一部を改正する規則
 高知県警察組織規則（平成6年高知県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条の2第1項第4号」を「第6条の2第1項第1号」に改める。

第3条第1号中「企画課」を「県民支援相談課」に改める。

第4条第1項第10号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 被疑者の取調べの適正を確保するための監督の措置に關すること。

第4条第2項及び第3項中「公安委員会補佐室」を「取調べ監督室及び公安委員会補佐室」に改める。

第5条の2第1項第3号中「警察装備」を「警察装備（無線機を除く。）」に改める。

第6条に次の4号を加える。

(5) 定員に關すること。

(6) 警察行政の企画、立案及び総合調整に關すること。

(7) 高知県警察の所管に係る公益法人の監督に關する総合調整に關すること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の所掌に属しないこと。

第6条に次の2項を加える。

2 警務課に、機構改革推進室を置く。

3 機構改革推進室の運営その他必要な事項は、本部長が定める。

第6条の2の見出しを「（県民支援相談課）」に改め、同条第1項中「企画課」を「県民支援相談課」に改め、第1号から第3号までを削り、第4号を第1号とし、第5号から第11号までを3号ずつ繰り上げ、第12号及び第13号を削り、同項に次の2号を加える。

(9) 警察総合相談の受理及び管理に關すること。

(10) 苦情等（公安委員会に対するものを除く。）の受理及び管理に關すること。

第6条の2第2項中「企画課」を「県民支援相談課」に、「機構改革推進室及び取調べ監督室」を「及び警察総合相談室」に改め、同条第3項中「機構改革推進室及び取調べ監督室」を「及び警察総合相談室」に改める。

第11条第1項中第11号を削り、第12号を第11号とし、第13号から第21号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項及び第3項中「街頭犯罪抑止対策室及び警察総合相談室」を削る。

第12条の2中「警察通信指令に關する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 警察通信指令に關すること。

(2) 無線機に關すること。

第14条の2第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 告訴及び告発の受理及び処理の管理に關すること。

第14条の2に次の2項を加える。

2 刑事企画課に、告訴・告発センターを置く。

3 告訴・告発センターの運営その他必要な事項は、本部長が定める。

第35条第2項中「置く」を「置くほか、特任研究調査官を置くことができる」に改める。

第38条第1号ア中「広報官」を「広報官、取調べ監督室長」に改め、同号エ中「給与調査官」を「給与調査官、機構改革推進室長及び企画調査官」に改め、同号オ中「企画課に取調べ監督室長、」を「県民支援相談課に」に、「機構改革推進室長及び企画調査官」を「及び警察総合相談室長」に改め、同条第2号ア中「街頭犯罪抑止対策室長、警察総合相談室長」を削り、同条第3号ア中「刑事企画指導官及び犯罪統計調査官」を「告訴・告発センター長、刑事企画指導官、告訴・告発副センター長、犯罪統計調査官及び告訴・告発対応担当官」に改める。

第41条の次に次の1条を加える。

（特任研究調査官）

第41条の2 特任研究調査官には、警視をもって充てる。

2 特任研究調査官は、上司の命を受け、警察行政の研究に關し特命事項を処理する。

第44条第1項中「広報官」を「広報官、取調べ監督室長」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 取調べ監督室長は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、被疑者取調べの監督に關する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第46条第1項中「警視」を「警視」に、「一般職員」を「一般職員を、機構改革推進室長及び企画調査官には警視又は警部」に改め、同条に次の2項を加える。

3 機構改革推進室長は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、警察行政の機構改革の推進に關する企画、立案及び総合調整に關する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

4 企画調査官は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、定員並びに警察行政の企画、立案、総合調整及び調査に關する事務その他特命事項を総括処理する。

第46条の2の見出し中「企画課」を「県民支援相談課」に改め、同条第1項中「取調べ監督室長には警視を、」を削り、「機構改革推進室長及び企画調査官」を「警察総合相談室長」に改め、同条中第2項を削り、第3項を第2項とし、第4項及び第5項を削り、同条に次の1項を加える。

3 警察総合相談室長は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、警察総合相談に關する指導教養及び特定の事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第51条第1項中「街頭犯罪抑止対策室長及び警察総合相談室長」を削り、同条第4項及び第5項を削り、同条第6項を同条第4項とする。

第54条の2第1項中「刑事企画指導官」を「告訴・告発センター長には警視を、刑事企画指導官及び告訴・告発副センター長」に、「一般職員」を「一般職員を、告訴・告発対応担当官には警部」に改め、同条第3項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 告訴・告発副センター長は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、告訴・告発センターに關する事務を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第54条の2第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 告訴・告発センター長は、上司の命を受け、課の所掌事務のうち、告訴・告発センターに關する事務を総括処理するとともに、部下職員を指揮監督する。

第54条の2に次の1項を加える。

6 告訴・告発対応担当官は、上司の命を受け、担当事務を処理し、部下職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第2号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

高知県人事委員会委員長 山本 俊二郎

別表第2の5級の項中
 「駐在所長」
 を
 「駐在所長
 警備派出所長」
 に改め、同表の6級の項中「警備派出所長」を削り、同表の7級の項中
 「留置管理官」
 を
 「留置管理官
 特任研究調査官」
 に改める。

そ の 他

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第47条第1項の規定に基づき高知県に代わって県営住宅（高知県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年高知県条例第3号）第2条第3号に規定する従前居住者用住宅を除く。）及び共同施設（同条第4号に規定する従前居住者用住宅に係る共同施設と同等と認められる施設を除く。）（以下「県営住宅等」という。）の管理を行うこととなったので、同法第47条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月29日

高知県住宅供給公社理事長 奴田原 稔

- 1 高知県に代わって県営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称
 高知県住宅供給公社
- 2 高知県住宅供給公社が高知県に代わって管理を行う県営住宅等の名称

団地名	位置
鏡水	高知市上町四丁目
大津	高知市大津
若草町	高知市若草町
若草南	高知市若草南町
介良	高知市介良
船岡	高知市神田
小高坂三の丸	高知市平和町
宇治	吾川郡いの町
長浜馬場の西	高知市長浜
柳ノ内	室戸市室津
行当	室戸市元
土佐山田	香美市土佐山田町

鏡川	高知市鴨部一丁目
潮江	高知市小石木町
船岡南	高知市神田
桜ヶ丘	安芸市桜ヶ丘町
沖田	高知市朝倉
別所山	香南市赤岡町
日高	高岡郡日高村
元	室戸市元
十津南	高知市十津五丁目
春野	高知市春野町内ノ谷
天神南	安芸郡奈半利町
鏡野	香美市土佐山田町神母ノ木
窪川	高岡郡四万十町
奈半利	安芸郡奈半利町
佐喜浜	室戸市佐喜浜町
蒲原	南国市岡豊町蒲原
赤岡	香南市赤岡町
安芸東	安芸市川北
野根	安芸郡東洋町
横浜	高知市横浜新町二丁目
田野	安芸郡田野町
南国	南国市小籠二丁目
中村	四万十市中村丸の内

桜川	須崎市押岡
吉川	香南市吉川町吉原
土佐	土佐市蓮池
清水	土佐清水市幸町
赤岡東	香南市赤岡町
十市	南国市緑ヶ丘一丁目
佐川	高岡郡佐川町
日高東	高岡郡日高村
宿毛	宿毛市平田町
宝永	安芸市宝永町
中村北	四万十市安並
鴨部	高知市鴨部二丁目
奈半利東	安芸郡奈半利町
佐賀	幡多郡黒潮町
本山	長岡郡本山町
横浜第二	高知市横浜新町一丁目
田野西	安芸郡田野町
土佐南	土佐市蓮池
吉川西	香南市吉川町吉原
羽根	室戸市羽根町
野根第二	安芸郡東洋町
大方	幡多郡黒潮町

菜生	室戸市室戸岬町
竹島	高知市南竹島町
朝倉	高知市朝倉本町一丁目
羽根第二	室戸市羽根町

3 高知県住宅供給公社が高知県に代わって行う県営住宅等の管理の内容

- (1) 公営住宅法第47条第3項各号(第4号、第6号及び第7号を除く。)に掲げる業務
 (2) 県営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに(1)に掲げる業務に付随する業務

4 高知県住宅供給公社が高知県に代わって県営住宅等の管理を行う期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで



公営住宅法(昭和26年法律第193号)第47条第1項の規定に基づき日高村に代わって村営住宅等(日高村営住宅設置及び管理に関する条例(平成9年日高村条例第22号)第2条第1号に規定する村営住宅及び同条第3号に規定する共同施設をいう。以下同じ。)の管理を行うこととなったので、同法第47条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成25年3月29日

高知県住宅供給公社理事長 奴田原 稔

1 日高村に代わって村営住宅等の管理を行う地方住宅供給公社の名称

高知県住宅供給公社

2 高知県住宅供給公社が日高村に代わって管理を行う村営住宅等の名称

団地名	位置
村営住宅馬越団地	高岡郡日高村沖名1,085番地
村営住宅夢団地	高岡郡日高村本村24番地1

3 高知県住宅供給公社が日高村に代わって行う村営住宅等の管理の内容

- (1) 公営住宅法第47条第3項各号(第4号、第6号及び第7号を除く。)に掲げる業務
 (2) 村営住宅等の整備及び改修に関する業務並びに(1)に掲げる業務に付随する業務

4 高知県住宅供給公社が日高村に代わって村営住宅等の管理を行う期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで